



環境省

第6回 環境配慮契約の手法と取組のポイント

令和3年3月
環境省 大臣官房 環境経済課



■ 環境配慮契約とは

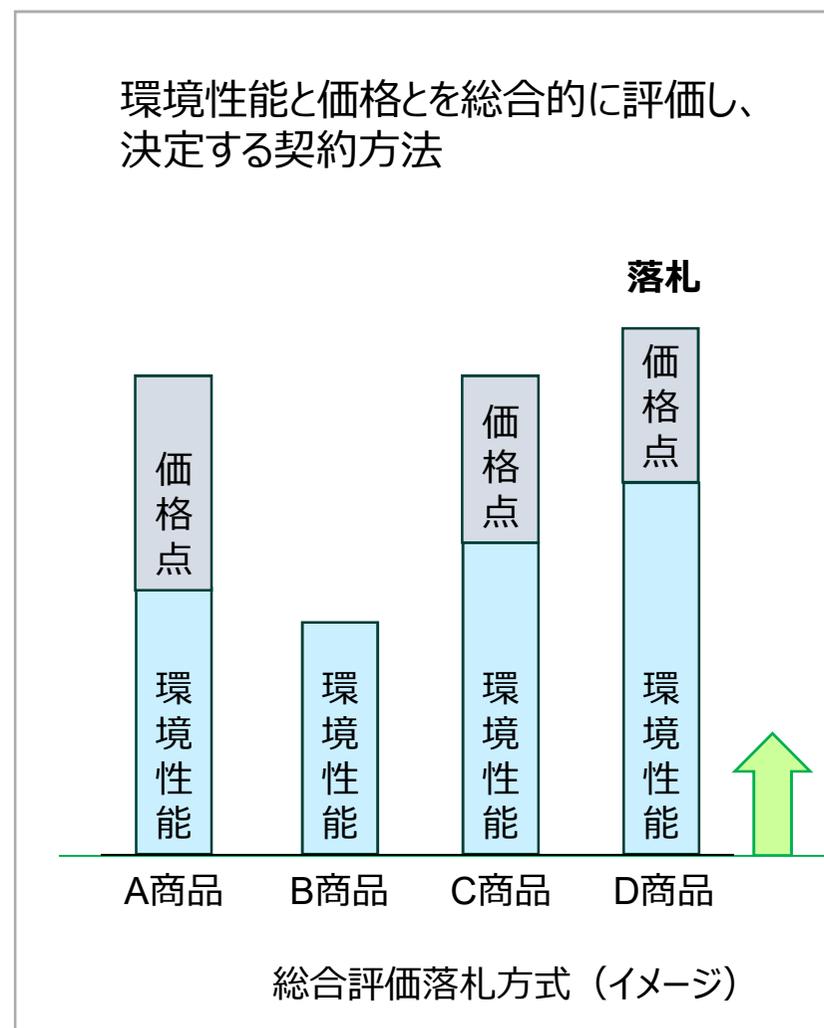
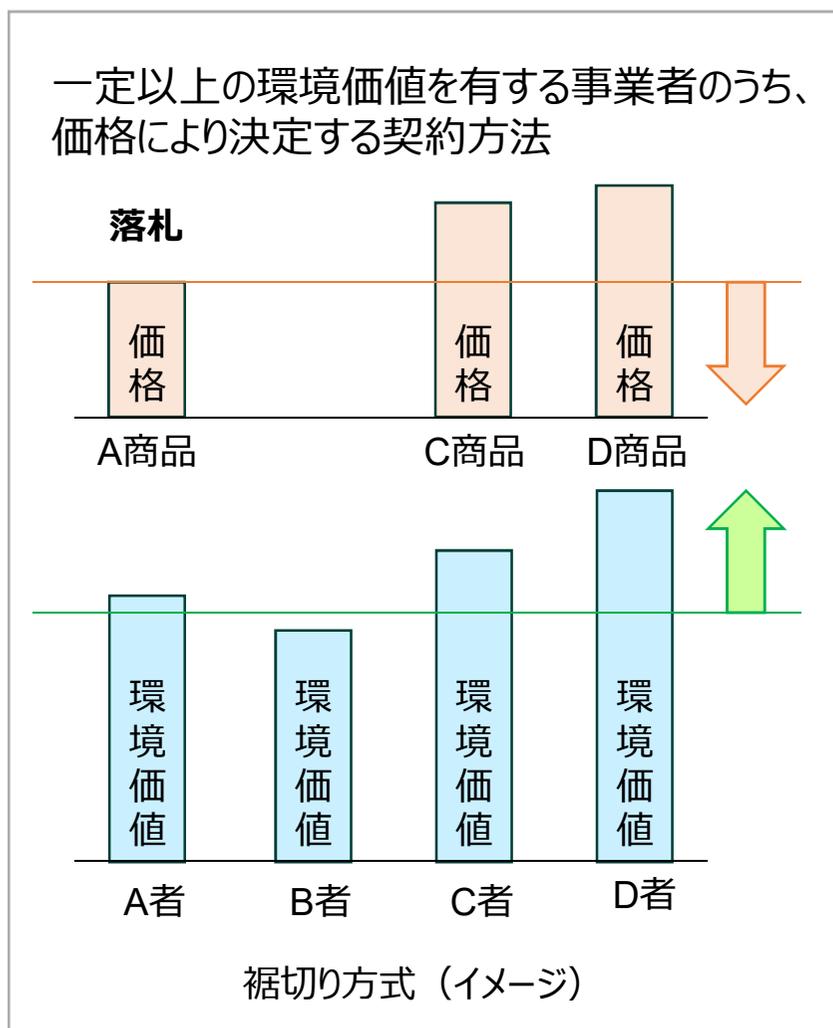
温室効果ガスの排出削減を目的に、契約手続として、製品・サービスの価格に加えて、製品・サービスの環境性能又は事業者の環境価値を含めて評価する仕組み。
グリーン購入で基準化できない事業者の環境価値やグリーン購入の基準を満たした製品・サービスであっても、価格のみではなく、環境性能を評価するものであり、グリーン購入を補完する仕組みでもある。

■ 環境配慮契約を推進するための考え方

- グリーン購入と併せて実施することが効果的
(グリーン購入の対象であるものは、基準を満たすことが大前提)
- 環境に配慮した製品・サービスの普及が目的であることを念頭に置く
(行政機関しか、調達できないのでは目的を達成できない。)
- 経済性に留意しつつ、価格以外の環境性能など多様な要素も考慮が必要
- 評価基準、契約手続等を明確にし、中小企業等が不当に不利とならないよう、公正な競争の確保に留意
- 他の施策との調和、特に対象となる場合はWTO政府調達協定との整合性も留意

■ 環境配慮契約の実施手法

環境配慮契約では、対象となる製品・サービスの特徴を考慮し、「総合評価落札方式」、「裾切り方式」、「プロポーザル方式」などの手法を選択する。

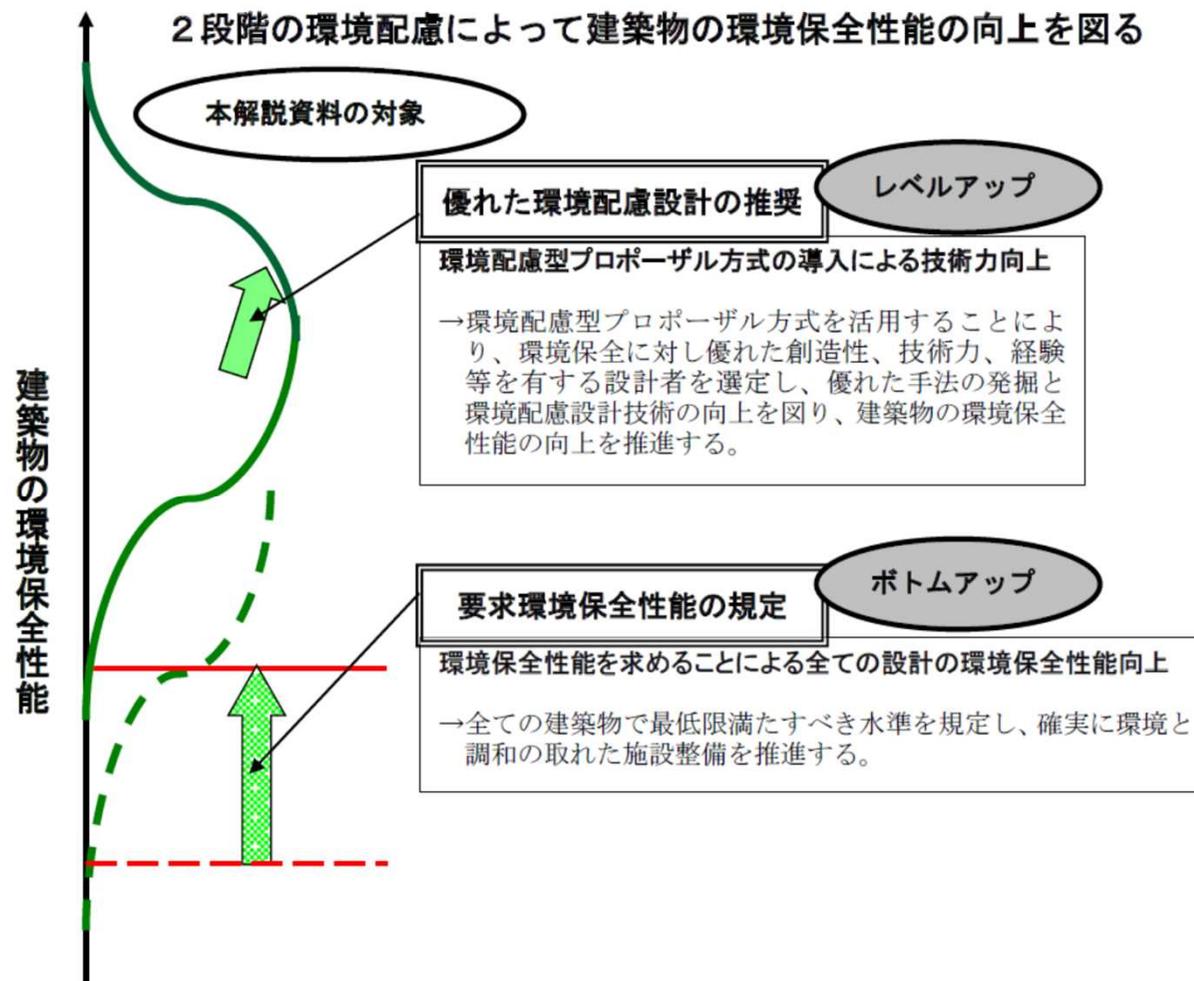


【基本的考え方】

- グリーン購入基準等一定の基準を満たしたうえで、事業者から提案された環境性能を他の技術提案及び価格とともに評価する手法
- 対象の環境性能が一律ではなく、既製品がない、受注生産などで採用
(例：建築設計、船舶)
- 評価基準を単純化できないため、他の手法と比べ、適切な審査体制による公平性、透明性、客観性の確保が重要

建築物設計における環境配慮のイメージ例

2段階の環境配慮によって建築物の環境保全性能の向上を図る



■ 裾切り方式

【基本的考え方】

- 調達する製品・サービスではなく、調達先の事業者の環境価値を評価する手法
- 納入先に合せ、製品・サービスの内容を容易に変更できるものや製品・サービスではなく、事業者を評価することが、より環境負荷低減につながる場合に採用（例：電気供給、廃棄物処理）
- 原則複数の事業者が参入可能な裾切り基準を設定
- 事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮

電力供給契約における裾切り方式例

電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示し、前年度の下記の要素に関する実績を点数制で評価し、

70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を付与

① 二酸化炭素排出係数（70点程度）

② 未利用エネルギーの活用状況（10点程度）

③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点程度）



④ 省エネルギー・節電に関する情報提供（5点程度）

総合評価落札方式の具体例：自動車調達

■ 環境性能と価格の総合評価落札方式

【基本的考え方】

- 環境性能と価格の両面から評価する手法
- 製品・サービスの環境性能を数値化し、比較・評価できる場合に採用（例：自動車）
- 自動車など、環境性能がランニングコストに直結するものに、総合評価落札方式を採用しやすい。

自動車における評価値算定例

1万円あたりの性能が最高の中を選定

要求要件を満たせば100点を付与
(グリーン購入法適合など)

燃費の優劣で加算点を定める

評価値

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点 (性能)}}{\text{入札価格点}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格点}}$$

加算点

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$



評価順位

A > D > C > B > E となり、**A** と契約を結ぶこととなります。

■ 東京都の電力入札参加要件

17. ライフライン

品名	環境配慮仕様	備考
電気 【役務】	<p>【水準1】 小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等に関し、次に掲げる式で計算したものが、0.464 (※1)未満であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> $A \times (1 - \alpha) \times (1 - \beta) \times (1 - \gamma) \quad (\text{※2}) < 0.464$ <p>(有効数字:小数点第4位以下切捨)</p> </div> <p>A 2018年度の調整後二酸化炭素排出係数 α 2018年度の再生可能エネルギー利用率 β 2018年度の未利用エネルギー利用率 γ 対象施設の予定使用電力量における電気事業者のグリーン電力証書の確保(届出)率(※3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><グリーン電力証書の確保率計算式></p> $\frac{\text{グリーン電力証書の確保量(届出量)} (\text{※4})}{\text{契約対象施設の予定使用電力量}}$ </div> <p>【水準2】 小売電気事業者の再生可能エネルギー利用率に関し、東京都環境確保条例第9条の5に基づくエネルギー状況報告書により報告した2018年度の実績が、20%以上であること。</p>	<p>■【水準1】及び【水準2】の各社の計算結果(グリーン電力証書の確保率γを0にした場合)については次のURLを参照 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/green_electricity.html)</p> <p>■東京都環境確保条例第9条の5に基づくエネルギー状況報告書については、次のURLを参照 (https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/publications.files/publication_r1.pdf)</p> <p>■【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。 ※1 基準排出係数の算出については平成30年度公表のエネルギー状況報告書に基づく全電源平均の二酸化炭素排出係数(2018年度実績0.464)を元に設定した。 ※2 A、α及びβについてはエネルギー状況報告書の2018年度</p>

■ つくば市（茨城県）の電力入札参加要件

- 電源構成・CO2排出係数の情報開示
- 右表に示す配点により算定した評価点の合計が115点以上であること

別表 つくば市電力の調達に係る環境配慮評価基準（第7条関係）

項目	配点	
(1) 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数（基礎排出係数） （単位 kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.425 未満	90
	0.425 以上 0.450 未満	85
	0.450 以上 0.475 未満	80
	0.475 以上 0.500 未満	75
	0.500 以上 0.525 未満	70
	0.525 以上 0.550 未満	65
	0.550 以上 0.575 未満	60
	0.575 以上	0
(2) 1kWh 当たりの二酸化炭素 調整後排出係数（調整後排出 係数） （単位 kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.425 未満	70
	0.425 以上 0.450 未満	65
	0.450 以上 0.475 未満	60
	0.475 以上 0.500 未満	55
	0.500 以上 0.525 未満	50
	0.525 以上 0.550 未満	45
	0.550 以上 0.575 未満	40
	0.575 以上	0
(3) 供給量に占める再生可能 エネルギー電気の割合 （単位 %）	5.00 %以上	20
	3.00 %以上 5.00 %未満	15
	1.50 %以上 3.00 %未満	10
	0 %超 1.50 %未満	5
	活用していない	0

- **環境配慮契約を実施するには、総合評価方式や裾切り方式、プロポーザル方式等、いくつかの評価方法がある。**
- **対象となる製品・サービスによって、どのような評価方法・評価基準を採用することが、より温室効果ガスの排出削減につながるかという視点が必要。**
- **適切な方法や基準を設定することで民間事業者の行動変容を促し、地域全体の温室効果ガスの排出削減につながる。**



環境省